

組織的金地金等密輸入事犯に対する取締りの強力な推進について（通達）

令和7年12月22日付け、警察庁丁組一発第684号、丁参企画発第429号、丁生経発第202号、丁組二発第457号、丁国捜発第2960号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、警察庁長官官房参事官(匿名・流動型犯罪グループ対策担当)、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長、警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官から警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監、警視庁関係部長、各道府県警察本部長宛て

(概要)

近年、金地金から不正に利益を得るための犯行スキームが組織的に構築されている状況がうかがえるほか、キャッシュ・クーリエについても同様に組織的な関与がうかがわれることに鑑み、組織的に敢行されていることが疑われるこれら事案は組織犯罪であるとの認識を持った上で、組織の実態解明の推進や税関と緊密に連携した取締りの推進等を行うことにより、それらの取締りを強力に推進することを指示したものの。